法令に基づく情報公表データ

女性活躍推進法関係

常時雇用する労働者が 301 人以上の事業主は「男女の賃金の差異」を情報公表しなくてはならない。

1．男女の賃金の差異(男性の賃金に対する女性の賃金の割合)

	男女の賃金の差異
すべての労働者	48.7%
うち正規雇用労働者	76.1%
うちパート・有期労働者	72.7%

対象期間：2025 年事業年度（2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日）

※パート労働者については正規雇用労働者の所定労働時間(1 日 7.75 時間)で換算した人員数を基に平均年間賃金を算出

公表日：2026 年 4 月 27 日

女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

2．管理職に占める女性労働者の割合

	男性	女性
管理職 (本部長/副本部長/上級部長/部長/次長/課長)	45 名	8 名
		15.1%

公表日：2026 年 4 月 27 日

職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

3．労働者の有給消化率

	男性	女性
正規雇用労働者	51%	64%
パート・有期労働者	67%	93%

対象期間：2025 年事業年度（2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日）

公表日：2026 年 4 月 27 日

4．育児休業等の取得割合

育児休業をした男性労働者の数 配偶者が出産した男性労働者の数	＝	100%

対象期間：2024 年事業年度(2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日)

公表日：2026 年 4 月 27 日

労働施策総合推進法関係

常時雇用する労働者が 301 人以上の企業は、求職者が容易に閲覧できるかたちで「直近の 3 事業年度の各年度について、採用した正規雇用労働者の中途採用比率」を公表しなくてはならない。

5．中途採用比率

	2023 年	2024 年	2025 年
正規雇用労働者の 中途採用比率	54%	84%	50%

公表日：2026 年 4 月 27 日